

鳥取県公報

本報ノ大キサハ函定規格A五列

昭和二十七年三月十九日
水曜日
外

◇教育委員会告示

県立高等学校第二次入学者選抜要綱

教育委員会告示

◇鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和二十七年県立高等学校第二次入学者選抜要綱を次の通り定める。

昭和二十七年三月十九日

鳥取県教育委員会

昭和二十七年県立高等学校第二次入学者選抜要綱

昭和二十七年県立高等学校第二次入学者選抜要綱を次の通り定める。

一、各高等学校の第二次募集生徒数

各高等学校の第二次募集生徒数は別表の通りである。

二、入学出願資格

1 中学校を昭和二十七年三月卒業のもの

2 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業したもの

3 監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められたもの

三、出願手続

1 志願者は入学志願書及び入学選抜手数料を取揃えて出身学校長を経由して出願期間内に志望校の校長あて提出する。

イ 入学志願書

ロ 入学選抜手数料 百五十円

2 志願者の出身学校長は出願期間内に志望校の校長

あて報告書を提出する。

3 高等学校長は入学志願書及び入学選抜手数料を受理したときは受検証を交付しこれをもつて入学選抜手数料の領收証にかえる。

四、出願期間
出願期間 昭和二十七年三月二十日より三月二十四日まで(午後五時締切)

受付場所 各志望校

五、入学選抜学力検査

- 1 学力検査は各志望校毎に実施する。
- 2 学力検査は中学校の全必修科目について行う。
- 3 学力検査期日 三月二十五日午前九時半(各志望校で一斉に実施する)

六、入学選抜方法

- 1 出身中学校長よりの報告書と学力検査成績とを統合勘案して選抜を行う。
 - 2 身体検査は実施しない。
- 七、入学許可者発表

期日 昭和二十七年三月二十六日午前十時

場所 各志望校

- 八、注意事項
- 1 入学志願書は各高等学校に準備してある。
 - 2 報告書は昭和二十七年県立高等学校第一次入学選抜要綱に規定する報告書の様式により各出身学校において作成すること。
 - 3 既納の入学選抜手数料は還付しない。
 - 4 本要綱に関する質疑はもよりの高等学校において行うこと。

別紙

校名	課	程	位置	
			位	置
鳥取東高	全日制	家庭別科	岩美郡浦富町	若干名
"	定時制	農業、農村家庭	鳥取市立川町	"
"	"	"	岩美郡浦富町	"
八頭高	"	"	八頭郡国中村	"
"	"	"	八頭郡智頭町	"
"	"	"	八頭郡若桜町	"
"	"	"	八頭郡八上村	"
気高高	"	"	気高郡湖山村	"
"	"	"	気高郡青谷町	"
"	"	"	気高郡鹿野町	"
倉吉高	"	普通(夜間)	東伯郡倉吉町	"
由良育英高	"	農業、農村家庭	東伯郡由良町	"
"	"	"	東伯郡赤碕町	"
"	"	"	東伯郡八橋町	"
倉吉農高	"	農村家庭	東伯郡社村	"

